

「給水管工事に係る最低制限価格の算定方法の変更」について

1. 変更内容

従来給水管工事の最低制限価格の算定方法は、**2. 最低制限価格の算定方法**（1）ただし書きにある建築・設備工事として算定を行っていたが、ただし書きを適用しない（1）の算定方法とする。

2. 最低制限価格の算定方法

（1）予定価格算出の基礎となった次に掲げるア～エの合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、ア～エの合計額からスクラップ処分益を控除した額）とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。

（2）上記の（1）により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

（3）上記の（1）及び（2）により算出した額において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を以て最低制限価格とする。

3. 適用開始時期

（1）一般競争入札

令和5年7月5日以降に入札公告を行う工事より適用。

（2）指名競争入札

令和5年7月5日以降に指名競争入札執行通知を行う工事より適用。

4. その他

本文中における「最低制限価格」及び「予定価格」については、「消費税及び地方消費税相当額を含まない額」である。